

保存期間：1年  
(令和7事務年度末)  
令和6年7月2日

各国税局調査（第一・査察）部長 殿  
沖縄国税事務所 次長

国税庁 調査課長

### 国際課税分野における体制再編後の事務手続等について（事務連絡）

標題のことについては、平成12年6月29日付査調2-17ほか4課共同「調査課事務運営要領の制定について（事務運営指針）」に基づき実施するとともに、平成15年7月2日付査調2-645ほか6課共同「調査課事務提要の制定について（事務運営指針）」（以下「調査課事務提要」という。）により事務処理等を行うこととするが、令和6事務年度における海外取引調査等の実施に当たっては、令和6年6月19日付査調2-19ほか17課共同「令和6事務年度における調査課事務の運営に当たり特に留意すべき事項について（指示）」を踏まえ、国際課税分野の体制再編に関連した具体的な実施手続等を別添のとおり定めたから、令和5年7月3日付事務連絡「国際課税分野に係る体制再編実施後の事務手続等について」に代えて、これにより適切に実施されたい。

#### （趣旨）

経済社会の国際化に伴う国外関連取引の増加や課税上の問題の複雑化など、国際課税を取り巻く環境変化に対して効果的かつ効率的に対処し、国際課税分野を含む調査部全体のパフォーマンスの最大化を図ることを目的として、東京局、大阪局、名古屋局及び関東信越局（以下「国際専担部署設置局」という。）の国際課税に係る機構を令和2事務年度から再編した。

新体制においては、包括的な法人管理の下、多角的な観点から法人のリスクを全体的に把握した上で、調査必要度の高い事案に対して柔軟に調査事務量を配分することを可能としている。

体制再編後の新たな法人管理及び調査等の選定及びその実施手続について、別添のとおり定め、当面の間、当該手続に基づき事務処理等を行う。

## 国際課税分野における体制再編後の事務手続等

## 1 国内・国際一体調査の実施等

### (1) 国内・国際一体調査の定義

国内・国際一体調査とは、国際課税リスクが高いと評価した法人に対して、要調査項目を多角的な観点から、(3)イに定める実施部署（以下「国際調査課等」という。）により特別調査として実施する調査体系をいう。

なお、国内・国際一体調査において移転価格調査（調査課事務提要第5章第10節1(2)イ(ニ)に記載する移転価格調査をいう。）を実施する場合には、移転価格調査と移転価格調査以外の調査（国内取引の調査も含む。以下「一般調査」という。）を原則として区別せずに実施する。

また、(2)又は(3)により国際調査課等が所掌部門（班）と協働して行う調査も、国内・国際一体調査として取り扱う。

## (2) 調査選定

## イ 対象法人

原則として、令和6年7月2日付事務連絡「データ活用を調査事務に実装するための取組について」に基づき判定した国際管理区分等を参考にして、国際課税リスクが高いと評価した法人の中から選定する。

なお、国内リスクについては、CIMSプロトタイプの各種シートを参考とする。

また、選定に当たっては、移転価格税制上の問題を有することが想定される事案又はB E P S 事案、スキーム事案、軽課税国との取引を利用した事案若しくはビジネス上の合理性がないと想定される事業再編事案など、調査必要度が高い法人から優先的に選定する。

## 口 各部調査総括課等との協議

国際調査管理課（関東信越局においては国際調査課）は、原則として、各局において定める一定の時期までに各部調査総括課及び国際調査課（以下この項において「各部調査総括課等」という。）に選定候補事案名簿を共有し、協議の上、調査事案を選定する。

なお、国内・国際一体調査の候補事案について、所掌部門（班）においても調査を実施する予定である場合には、個別の事情に応じて、国際調査課等と所掌部門（班）が協働して調査を行うことを視野に各部調査総括課等と選定に向けた協議を行う。

(注) 選定候補事業案名簿の作成に当たっては、評価結果も踏まえて作成する。

### (3) 調査の実施

イ 実施部署

国内・国際一体調査は、原則として、次の部署において実施する。

東京局：特別国税調査官（国際担当）、統括国税調査官（国際調査部門）、主任国際税務専門官

大阪局：統括国税調査官（国際調査部門）、主任国際税務専門官

名古屋局：統括国税調査官（国際調査部門）

關東信越局：國際調查課

## □ 協働調査

着手の段階から国際調査課等と所掌部門（班）が協働して調査するもの以外であっても、所掌部門（班）による調査の過程で高度な国際課税リスクが潜在することを把握した場合は、その解明のため、国内・国際一体調査事案に振り替えて所掌部門（班）と協働して調査することとしても差し支えない。

- (注) 1 移転価格税制上の問題又はB E P S、スキーム、クロスボーダー組織再編における問題のうち、国際調査課の支援担当者の事務量ではその解明が困難であるものが潜在する場合などに限る。  
2 所掌部門（班）と協働して調査する場合には、事案全体の指揮・命令は所掌部門（班）が行うが、国際調査課等は国際課税分野において調査をリードすることでイニシアティブを発揮する。  
3 原則として、所掌部門（班）において決議書等の作成（処理）を行うこととする。

## (4) 調査指令期間・日数

指令期間・日数は、下記 6 に掲げる移転価格調査に係る指令期間・日数に、一般調査に必要な期間・日数を追加して設定する。

なお、国内・国際一体調査において移転価格調査を実施する場合は、下記 6 に留意し、日数等を適切に管理する。

## (5) 庁への連絡

国内・国際一体調査事案は、以下の区分により、庁調査課に連絡する。

なお、上記(3)ロのとおり、所掌部門（班）による調査を国内・国際一体調査事案に振り替えた場合など事案の追加・削除があったときは、速やかにその旨を庁調査課に連絡することに留意する。

項目	連絡方法〔連絡先〕	期限
令和 6 事務年度首 調査予定法人	適宜の様式〔国際監理係〕	令和 6 年 8 月 9 日
調査の進捗状況等	調査棚卸表 (移転価格調査以外) 〔国際調査第一係〕	調査課事務提要に 定める期限
事案の追加・削除	適宜の方法〔国際監理係〕	速やかに

## 2 国際税務専門官等による調査支援の実施

国際税務専門官等による調査支援に当たっては、これまで複雑・困難な取引の解明を要する事案等、真に必要と認められる事案に対して実施してきたところであるが、体制再編後は、リスク・ベース・アプローチをより意識して支援する事案の選定を行うこととし、リスクの程度に応じて、同行支援又は間接支援を実施する。

なお、調査支援に際しては、調査課事務提要第 5 章第 10 節 2(1) に記載の手続に従い、適切な支援を実施する。

## 3 調査の区分

### (1) 調査の区分の説明対象

海外取引調査の実施に当たっては、原則として、移転価格調査と一般調査を区分せず、一

の調査として実施する。ただし、移転価格税制上の問題解明に相当の期間（1年超）が見込まれる場合など、調査の区分について検討する必要があると認められる場合には、必要に応じて、調査予定法人に対し、事前通知前に「調査の区分同意に係るシナリオ」（別紙1）を参考に調査の区分の取扱いについて説明する。

(2) 納税者から区分の申出があった場合の取扱い

イ 説明対象である調査予定法人から申出があった場合

調査予定法人から調査の区分の申出があったときには、調査予定法人の負担軽減の観点から、調査の区分に応じる。

ロ 説明対象ではない調査予定法人から申出があった場合

調査予定法人から調査の区分の申出があった場合には、改めて一の調査として実施する意向を伝える。その上で、調査予定法人が調査の区分を申し出る場合には、申出内容が合理的であると認められる場合に限り、調査の区分に応じる。

なお、調査予定法人からの申出内容が合理的であるかの判断は、納税者の負担軽減を図りつつ、適正公平な課税の確保を図るという目的を踏まえ、個別の事案の状況に応じて総合的に判断することとするが、例えば、以下のような場合においては、調査の区分に応じる。



(3) 調査を区分する場合の取扱い

例外的に移転価格調査と一般調査を区分する場合には、必要に応じて移転価格調査の終了後に一般調査を引き続き行うこととするが、その必要性については、移転価格リスク以外の国際課税リスク判定の結果 [REDACTED] の総合評価及び調査状況など、個別の事案の状況に応じて適時適切に判断する。

- (注) 1 調査予定法人に対しては、必要に応じて、移転価格調査終了後に一般調査を実施する意向を伝える。  
2 個別の状況に応じて、一般調査を先に実施し、引き続き移転価格調査を実施することとしても差し支えない。  
3 調査期間の短縮化等のため調査予定法人から移転価格調査と一般調査を同時期に実施することについて申出があった場合には、納税者に対して過剰な負担にならないように配意し、それらの調査を同時期に実施しても差し支えない。  
4 国内・国際一体調査等において、移転価格調査のみを区分して実施する際の事務手続は、調査課事務提要第5章第10節2(2)イ(ロ)、調査の区分の同意を確認する場合の事務手続は、同第5章第10節2(2)イ(ハ)、国内・国際一体調査その他国際調査課等の特別調査を予定しない場合の事務手続は、同第5章第10節2(2)ロに記載の手続きに従い、適正に実施する。

(4) 調査中に区分の同意の申出があった場合

イ 調査を区分せずに実施した調査において、調査中に納税者から調査の区分の申出があつた場合は、調査の区分は事前通知を行う前に同意する必要があるため、事前通知後の調査の区分はできない旨を説明する。



4 局間支援

国外関連取引を有する法人が地域的に偏在するなど、移転価格調査を中心に海外取引調査に関するノウハウについて局間で偏りが認められる中、全国均質かつ整合的な事務運営を実施するため、また、リスク・ベース・アプローチの観点から、リスクに応じた調査体制を確保するため、センター局を設置し、原則として、[REDACTED]など被支援局における国際課税リスクが高い事案の調査に当たり、センター局が海外取引調査の支援を行う。

(注) 支援に当たって、調査の質や効率を落とさずに対応するためには、調査業務の効率化・高度化の観点から、Web会議システム等のオンラインツールを積極的に活用する。

### (1) 海外取引調査の局間支援

## イ センター局の設置

海外取引調査に係る局間支援に当たっては、東京局及び大阪局をセンター局として、次表に定める局（所）の区分に応じて、国際調査管理課及び国際調査課（統括国税調査官（国際機動部門）を含む。）において実施する。

なお、国際調査課が設置されている名古屋局及び関東信越局は、必要に応じて、海外取引調査の局間支援に係るサポートを行う。この場合において、原則として、名古屋局は大阪局の、関東信越局は東京局のサポートを行う。

また、名古屋局及び関東信越局は、必要に応じて、局間で協議の上、理論的支援等を要請することができるものとする。この場合において、原則として、東京局は関東信越局の、大阪局は名古屋局の支援を行うこととするが、事案の内容等に応じて対応が困難な場合には、庁調査課と協議の上、支援局を柔軟に判断する。

被支援局 センター局	札幌局	仙台局	金沢局	広島局	高松局	福岡局	熊本局	沖縄所
東京局	○	○	○	—	—	—	—	○
大阪局	—	—	—	○	○	○	○	—

## 口 支援事務の範囲

局間支援については、次表に定める事務の区分に応じて実施する。

なお、次表に定める事務以外の事務で被支援局がセンター局の支援を必要とする場合には、被支援局は庁調査課にその旨を連絡し、庁調査課がセンター局と協議の上、支援要否について判断する。

事務	被支援局	名古屋	関東	左記 以外
		信越		
1 移転価格調査事案の同行支援				○
2 爭訟が見込まれる移転価格調査事案の支援（注）1	○	○		○
3 移転価格調査事案の理論的支援（注）2	○	○		○
4 爭訟事案の理論的支援（注）3	○	○		○

5	府調査課が指示する事務	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
---	-------------	-----------------------	-----------------------	-----------------------

- (注) 1 被支援局は、移転価格調査事案について争訟が見込まれる場合には、調査課事務提要に基づき、遅滞なく府調査課へ国税庁管理対象候補事案の連絡を行う。府調査課は、センター局及び被支援局と調整の上、センター局及び被支援局に対し、支援の内容について指示する（事案の性質に応じ、センター局の調査担当者が同行支援を行うことも含む。）。
- 2 被支援局担当者からの課税理論の構築・補強等に資する助言等の求めに対応することをいう。
- 3 センター局は、主に被支援局で準備された文書等への助言等（例えば、答弁書の主張が他の事案での主張や移転価格ガイドラインの考え方と整合的かどうかの助言）を行う。

#### ハ 被支援局からの同行支援要請

被支援局は、センター局に海外取引調査の同行支援を要請したい法人がある場合、原則として、着手予定事務年度の前事務年度4月末までに「局間支援依頼事案管理表（別紙2）」を作成し、参考となる各種情報（＊）、法人管理簿、申告書別表17(4)、会社事業概況書等）の写しと併せてセンター局に送付する。

なお、被支援局が同行支援の要請を検討するに当たっては、事案の内容に応じて、センター局と参考となる各種情報を共有し、国際課税リスクに関する評価を踏まえることとする。

また、自局では移転価格調査の実施が困難と想定される法人に対する同行支援を要請する場合、その旨を別紙2の「支援を必要とする具体的理由」欄に記載することに留意する。

おって、別紙2は、センター局への送付に併せて府調査課にも提出することとするが、その際、各種情報の添付は要しない。

#### 二 同行支援事案の選定

センター局は、被支援局から同行支援要請があった法人について、リスク・ベース・アプローチを踏まえ、優先順位を付すなど支援対象事案を抽出し、被支援局と着手時期や調査体制等について協議の上、支援事案を選定する。

なお、被支援局が自局では移転価格調査の実施が困難と想定される法人に対する同行支援を要請された場合は、センター局が全面的に支援（実施）することを念頭に選定する。

また、同行支援のサポートを補助局（名古屋局又は関東信越局）に依頼する場合は、同局に対してサポートを依頼する事案に係る別紙2及び上記ハに掲げる各種情報を送付する。

おって、同行支援要請があった法人に係る選定結果については、着手予定事務年度の7月末までに適宜の様式にて府調査課（国際監理係）及び補助局に連絡する。

(注) 同行支援事案の選定に当たっては、センター局と被支援局との間で適切に調整を行うが、調整が困難な場合には、必要に応じて府調査課が局間調整を行う。

#### ホ 支援体制の強化

(イ) センター局は、被支援局に対する支援窓口となる担当者を明確化し同行支援に係る相談のほか、同行支援以外の事案であっても、隨時、理論的な支援等を行えるようバックオフィス機能の充実化を図る。

(ロ) センター局は、被支援局の国際税務専門官と協調して、被支援局の実情に即して臨機な調査支援が行えるよう、被支援局のニーズを隨時把握できる体制整備を図る。

#### ヘ 企業情報の利用

被支援局は、＊の利用を希望する場合には、利用の必要性や取得したいデータ等をセンター局に伝える。

センター局は、利用の必要性等を十分に検討の上、必要に応じて、局間支援の一環とし

て作業を行うとともに、被支援局に助言を行う。

#### ト 調査審理課の関与等

センター局が被支援局に対して同行支援を行う移転価格調査事案及び当該調査事案に係る不服申立事務については、被支援局の調査審理課（又は調査（管理）課）に加えて、センター局の調査審理課も関与する。

なお、争訟見込み事案（既に、争訟に至っている事案も含む。）に対する国税証務官（室）への支援要請については、被支援局の調査審理課（又は調査（管理）課）が被支援局の国税証務官（室）に対して行う。

#### (2) 調査事務以外の局間支援の範囲

調査事務以外の局間支援に当たっては、東京局又は大阪局を全国のセンター局として、次表に定める事務の区分に応じて実施する。

なお、次表に掲げる事務以外の事務で被支援局がセンター局の支援を必要とする場合には、被支援局は庁調査課にその旨を連絡する。

事務	センター局		被支援局			
	東京	大阪	大阪	名古屋	関東 信越	左記 以外
1 事前確認審査の実施（注）1	●	●			○	○
2 事前確認審査の理論的支援（注）2	●		○	○	○	○
3 國際課税分野に関する研修（注）3	●	●				○
4 庁調査課が指示する事務	●		○	○	○	○

（注）1 庁調査課の指示に基づき、審査担当者を被支援局に併任し、臨場等を含めて全面的にセンター局が支援（実施）する。また、年次報告書の検討等を含む。

2 紳士との議論又は審査案作成のため、庁調査課の指示に基づき、審査担当者からの審査案の構築・補強等に資する助言等の求めに対応することをいう。

3 センター局は、移転価格調査等に関する研修も含め、原則として(1)イに定める局（所）の区分に応じて、被支援局に対して研修を実施する。

#### (3) 支援担当者の被支援局への併任

被支援局所管法人に対する海外取引調査の同行支援を行う場合など、必要と認められるときは、センター局又は補助局の支援担当者を被支援局に併任させ、被支援局職員として支援事務を実施する。

なお、センター局における同行支援の担当者については、調査の進捗に応じた機動的な支援を実施する観点から、事務年度を通じて(1)イの区分による被支援局全て（沖縄所を除く。）に併任させる。

おつて、被支援局は、原則として、調査着手日の6週間前までに「海外取引調査等に係る局間支援依頼書（別紙3）」をセンター局又は補助局へ送付することとし、センター局又は補助局は、被支援局からの依頼に基づき、派遣する国際税務専門官等を速やかに決定し、「派遣調査官名簿（別紙4）」を被支援局へ送付する。

（注）1 併任発令に関する事務については、調査課事務提要第13章第8節（国税調査官の併任発令）に基づき、適切に行う。

2 沖縄所への事務年度を通じた併任は、(1)ニにおける同行支援事案の選定状況を踏まえ、必要に応じて行う。

3 同行支援に当たり、支援担当者を被支援局に併任する場合には、併任元の国際調査（管理）課長は、自局事案と同様の進捗管理等を実施する観点から、当該支援担当者に対して、支援事務に係る助言を適切に行う。

4 事前確認審査については、庁調査課が事案に応じて都度支援する局を決定し「事前確認の申出に係る審査支援について（指示）」及び「同（通知）」を発遣するため、被支援局からセンター局に対する「海外取引調査等に係る局間支援依頼書（別紙3）」の提出は必要ない。

#### (4) 爭訟事案の理論的支援に係る局間支援

国際課税分野に係る更正処分のうち不服申立又は取消訴訟の対象となっている事案について、主に移転価格調査事案を対象として、センター局の国際調査管理課が理論的支援を行う。

被支援局においてセンター局の支援を希望する場合は、被支援局が庁調査課（国際監理係）に連絡を行い、庁調査課が支援要否及び支援内容についてセンター局及び被支援局と調整の上、センター局及び被支援局に対し支援の内容を指示する。

### 5 海外取引調査の実施に係る留意事項

#### (1) 多角的な視点からの検討

海外取引調査に当たっては、外国子会社合算税制、移転価格税制、過大支払利子税制、外国法人課税（源泉所得税課税に関する情報収集を含む。）、クロスボーダー消費税等、多角的な視点から検討し、問題点や非違の把握に努める。また、非違の把握に至らなくとも、社会経済構造や企業経営戦略の変化等により発生・増加する税務リスクの高い取引を把握した場合は、実態解明の上、その情報を上記4(1)イの区分に応じてセンター局における国際課税に係る調査企画部署（主任国際税務専門官）宛に各課部門事務連絡せんにより連絡する。

なお、調査において把握した租税回避情報から、当該租税回避スキームのプロモーターが保有する当該スキーム利用者に係る情報の収集を図るなど、類似の取引を広く把握するための戦略的な情報収集を行う。

また、調査の際、移転価格税制上の問題が見込まれる場合には、速やかに国際調査管理課又は国際調査課（設置されていない局にあっては調査管理課）に連絡し、国際税務専門官等の支援を要請する。

（注）国際専担部署設置局以外の局においては、移転価格税制上の問題が見込まれる場合、国際税務専門官への支援を要請するほか、センター局への支援要請の必要性についても検討する。

#### (2) 国際的な事業再編に係る検討等

調査において、国際的な事業再編を把握した場合には、必要に応じて調査審理課（調査審理課が設置されていない局にあっては調査（管理）課審理担当）にも相談しつつ、多角的観点から検討し、問題点や非違の把握に努める。

#### (3) 外国子会社合算税制に係る検討

平成29年度税制改正前においては、合算課税の適用除外の規定は、確定申告書に適用除外となる要件に該当することを記載した書類（別表17(3)）を添付し、その適用があることを明らかにする書類等を保存している場合に限り適用されることとされていたが、改正後は、書面添付要件及び書類等の保存要件が廃止されている。

ただし、改正後の外国関係会社の経済活動基準やいわゆるペーパー・カンパニーの判定の際には、調査法人に対し、期間を定めて、これらの要件に該当することを明らかにする書類等の提示又は提出を求めることが可能とともに、書類等の提示又は提出がない場合には、経済活動基準を満たさない又はいわゆるペーパー・カンパニーに該当するものと推定することができることとされているため、調査においては、早期の段階で書類等の提示等を求め、

要件を満たすか否かを適切に検討する。

また、外国子会社合算税制等の適正な執行を確保する観点から、  
██

#### (4) 租税条約等に基づく情報交換の効果的・効率的な活用

海外取引に関し、国内における調査で確認できない事項がある場合には、必要に応じて、課税上の問題点を明確にした上で租税条約等に基づく情報交換を効果的・効率的に活用する。

なお、以下のような、複雑な事案等については、情報交換ミーティング等を積極的・効果的に活用し、取引の実態解明に努める。

〔参考〕情報交換ミーティングの主たる対象事案

##### ① 的確な回答を得ることが困難と見込まれる事案

複雑な取引に係る情報提供要請で、文書による情報提供要請のみでは、要請の意図や要請内容に関する相手国税務当局の正確な理解を得ることができず、その結果、的確な回答の入手が困難と見込まれる事案

##### ② 迅速な処理を要する事案

更正等の期限が迫っている事案や、資産の海外移転等により徴収が困難となるおそれがある事案など、迅速な処理を要する事案

##### ③ 波及的な効果が見込まれる事案

相手国においても課税上の問題があると想定される事案や、相手国の納税者も含めた他の納税者においても同様の取引が行われていることが把握され、同様の課税上の問題が見込まれるなど、波及的な効果が見込まれる事案

#### (5) ████████の活用

██

██

#### (6) 調査官の海外派遣の実施

██

は、調査官の海外派遣を実施する。

### 6 移転価格調査の的確な進捗管理等について

#### (1) 調査着手

移転価格調査に当たっては、事案選定及び準備調査の段階から、事案の内容  
██

██

着手後は、調査法人及び国外関連者の事業内容、国外関連取引の内容に係る情報や、当該取引を行う法人が属する業界の情報（比較対象取引となり得る取引を行う法人の業界の情報

を含む。) を幅広く収集するに当たり、  
[REDACTED]

## (2) 統括官等による進捗管理

事案を担当する統括官等は、より的確な進捗管理の観点から、自ら積極的に調査先に臨場するなどして、調査の進捗の程度、今後の進捗見込み、他事案等への影響度、移転価格調査に対する調査法人の理解や協力の程度、税務コンプライアンスに対する調査法人の取組姿勢等を把握し、調査継続の要否を早期かつ的確に判断する。

国際調査課長等は、統括官等から少なくとも1月に1度、事案の進捗状況についてWeb会議・メール等も活用し報告を受け、指令日数又は指令期間に照らして調査の進捗が遅れている事案については、部次長に速やかに事案を説明の上、指令日数又は指令期間の延長の要否について指示を仰ぐ。

## (3) 効率的な調査の実施

移転価格税制上の問題の有無については  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

原則として、下表に掲げる指令期間及び指令日数の範囲で確実に判断することに留意する。

なお、  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

他方、  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]  
[REDACTED]

[REDACTED]についても十分に検討する。

調査継続の要否判断に当たっては、  
[REDACTED]について

ても柔軟に検討する。

### 【移転価格調査における指令日数の設定等】

[REDACTED]の移転価格調査事案については、的確な進捗管理を行うため、下表のとおり、調査の進捗段階ごとに指令期間を設定するとともに、指令日数についても移転価格税制上の問題把握と移転価格算定の段階ごとに設定する。

また、各段階において下表の指令期間又は指令日数とは異なる期間又は日数を設定することが適切であると見込まれる場合には、速やかに部次長による了解を得て、必要な指令期間又は指令日数を見直すこととする。

	指令日数 (注) 1	指令期間 (注) 1

(注) 1 指令日数及び指令期間には、準調日数、委託日数及び発議日数は含まない。

2 [REDACTED]

3 調査期間について[REDACTED]に留意する。

4 [REDACTED]の移転価格調査における指令期間及び指令日数については、[REDACTED]

[REDACTED]とする。

#### (4) 重点管理

部次長は、移転価格調査事案のうち、例えば、調査段階別に設定した指令期間又は指令日数から進捗が遅れている事案、指令期間又は指令日数を延長した事案、複雑困難な事案等を重点的に管理すべき事案（以下「重点管理事案」という。）として速やかに指定し、管理を行う。

#### (5) [REDACTED]を活用した情報収集

比較対象取引を行う法人に係る情報の収集に当たっては、着手後早い段階から、[REDACTED]

[REDACTED]の積極的な活用を通じた情報収集に努める（別紙5参照）。

### 7 源泉所得税調査において活用可能な情報の収集・提供

各局（所）法人課税課又は税務署が実施する源泉所得税調査と同時期に海外取引調査を実施する際、法人税・消費税調査の観点から調査法人に徴求する資料情報で、「源泉所得税調査において有用な資料情報」（別紙6）に記載の資料情報、[REDACTED]など、源泉所得税調査において活用可能な資料情報を収集した場合には、速やかに当該法人課税課又は税務署に提供する。

### 8 人材育成

国際課税分野に対する組織としての対応力を継続的に高めていくため、従来から実施してい

る国際税務専門官等による同行・間接支援や海外取引調査担当者の指名といった制度に加えて、各局（所）それぞれの実情に応じて「国際課税分野における人材育成」を意識した運営を進めていく必要がある。

そのため、若手職員の調査部への登用の早期段階から、国際課税分野への適性が高いと認められる者の専門性（特に、移転価格税制に係る調査ノウハウ等）を更に高め、国際課税分野をリードする人材育成を進める。

なお、各局（所）が実際に運用する人材育成ルートは、各局（所）が実情に応じて設定するものとするが、設定に当たっては、「国際課税分野における人材育成ルート」（別紙7）を参考とする。

## 9 課税部による海外取引法人等に対する調査の支援に係る投下日数の庁への報告

令和6年6月26日付事務連絡「調査部の役割を踏まえた指標を用いた事務運営の評価・検証等について」において定める組織内波及指標のうち、課税部による海外取引法人等に対する調査に際し調査部のノウハウを要する場合において、支援に係る投下日数について、(1)から(3)に定める方法により、支援窓口部署から庁調査課（国際監理係）に報告する。

### (1) 区分

令和6年7月から令和7年3月末まで支援実施部署が支援を実施した事案

### (2) 報告方法

別紙8「支援要請事案管理表（支援に係る投下日数報告用）」を提出

### (3) 報告期限

令和7年4月11日（金）

（注）1 別紙8「支援要請事案管理表（支援に係る投下日数報告用）」の記載に当たっては、令和5年6月27日付査調8—24ほか3課共同「海外取引法人等に対する調査に係る調査部による支援体制の整備（試行）について」における別紙2「支援要請事案管理表」を活用し、「支援投下日数」以外の欄についても、令和7月3月末時点の内容に更新する。

2 別紙8「支援要請事案管理表（支援に係る投下日数報告用）」の「支援投下日数」欄について、以下のとおり記載する。

- (1) 支援実施部署が、自局の支援を実施した事案については、「自局支援日数」欄に投下日数を記載する。
- (2) 東京・大阪・名古屋・関東信越局以外の局（所）において、東京局又は大阪局の支援実施部署の支援を受けた事案については、「東京局又は大阪局の支援日数」欄に東京局又は大阪局の支援に係る投下日数を確認の上記載する。

## 調査の区分の取扱いについて（シナリオ例1）

(調査官) 本日は調査の区分の取扱いについてご説明いたします。  
法令上の事前通知を行う前段階においては、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を区分する、いわゆる「調査の区分」を行うことができます。

(納税者) 「調査の区分」とは何ですか。

(調査官) 「調査の区分」とは、同一課税期間の法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分することをいいます。

(納税者) 「調査の区分」をするとどうなるのですか。

(調査官) 「調査の区分」をした場合には、移転価格調査とそれ以外の部分の調査がそれぞれ別個の調査として開始及び終了することになります。この場合には、御社の税務調査対応のための負担等を軽減する観点から、移転価格調査とそれ以外の部分の調査の実施時期をずらすことを原則としており、例えば、先に移転価格調査を実施し、その後にそれ以外の部分の調査を実施します。

「調査の区分」をしない場合には、どちらかの調査が長期化すると、もう一方の調査も同じく終了せず継続することになります。また、同時期に調査を行いますので一時的に御社の事務負担が増すことも考えられます。

(納税者) それでは、「調査の区分」をしたとしても、結果的に税務調査が長期間継続することになりませんか。

(調査官) 「調査の区分」をしない場合、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を同時期に行いますので、一時的に御社に多大な負担が生じ、結果としてその負担の影響で調査が長期化する可能性もあります。

一概には申し上げられませんが、調査の順序を変えて、先に移転価格調査以外の部分の調査を終了させ、移転価格調査については、御社の事務負担の状況を考慮し、その後の適切な時期に実施することで、調査がスムーズに進むことも考えられます。

なお、調査が長期間に亘ることはこちらとしても望むものではありませんので、効率的に調査を進めたいと考えていますが、効率的な調査には御社のご協力が必要となります。ご協力ををお願いします。

(納税者) 分かりました。

(調査官) また、規定上、「調査の区分」は納税義務者の事前の同意があるときに認められるものであり、法令上の事前通知を行った後は調査を区分することができないことをあらかじめご了承ください。

(納税者) 分かりました。検討します。

「調査の区分」を希望する場合にはどのような手續が必要ですか。

(調査官) ●月●日までに当方までご連絡ください。「法人税の調査の区分に係る同意書」をご提出いただくことになります。

## 調査の区分の取扱いについて（シナリオ例2）

（調査官） 本日は調査の区分の取扱いについてご説明いたします。  
法令上の事前通知を行う前段階においては、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を区分する、いわゆる「調査の区分」を行うことができます。

（納税者） 「調査の区分」とは何ですか。

（調査官） 「調査の区分」とは、同一課税期間の法人税の調査について、移転価格調査とそれ以外の部分の調査に区分することをいいます。

（納税者） 「調査の区分」をするとどうなるのですか。

（調査官） 「調査の区分」をした場合には、移転価格調査とそれ以外の部分の調査がそれぞれ別個の調査として開始及び終了することになります。この場合には、御社の税務調査対応のための負担等を軽減する観点から、移転価格調査とそれ以外の部分の調査の実施時期をずらすことを原則としており、例えば、先に移転価格調査を実施し、その後にそれ以外の部分の調査を実施します。

「調査の区分」をしない場合には、どちらかの調査が長期化すると、もう一方の調査も同じく終了せず継続することになります。また、同時期に調査を行いますので一時的に御社の事務負担が増すことも考えられます。

（納税者） それでは、「調査の区分」をしたとしても、結果的に税務調査が長期間継続することになりませんか。

（調査官） 「調査の区分」をしない場合、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を同時期に行いますので、一時的に御社に多大な負担が生じ、結果としてその負担の影響で調査が長期化する可能性もあります。

一概には申し上げられませんが、調査の順序を変えて、先に移転価格調査以外の部分の調査を終了させ、移転価格調査については、御社の事務負担の状況を考慮し、その後の適切な時期に実施することで、調査がスムーズに進むことも考えられます。

なお、調査が長期間に亘ることはこちらとしても望むものではありませんので、効率的に調査を進めたいと考えていますが、効率的な調査には御社のご協力が必要となります。ご協力を願いします。

（納税者） 税務調査が長期間に亘ることは避けたいところです。「調査の区分」をした上で、移転価格調査とそれ以外の部分の調査を少しでも早期に終了させるため、同時期に実施することはできませんか。

（調査官） 御社の要望ということであれば、移転価格調査とそれ以外の調査を区分した上で、同時に並行して実施します。その場合、一方の調査はもう一方の調査の終了を待つことなく先に終了することになります。

なお、当方も御社の税務調査対応の負担等に配慮しながら調査を進めていきますし、御社も負担等を感じた場合にはその旨をお申し出ください。調査の実施時期につきまして改めて調整いたします。

（納税者） 分かりました。

（調査官） また、規定上、「調査の区分」は納税義務者の事前の同意があるときに認められるも

のであり、法令上の事前通知を行った後は調査を区分することができないことをあらかじめご了承ください。

(納税者) 分かりました。検討します。

「調査の区分」を希望する場合にはどのような手続が必要ですか。

(調査官) ●月●日までに当方までご連絡ください。「法人税の調査の区分に係る同意書」をご提出いただくことになります。

(別紙 2)

## 局間支援依頼事案管理表

依頼年月日	令和●年●月●日			
被支援局	●●局	調査実施部門	調査第●部門	着手予定 令和●年●月
支援局	●●局	支援依頼期間	令和○年○月～○月○日 (　　日)	

法人名						業種 ・ 業態	業種番号 (****)
納税地							
決算期	●月	売上		資本金			
調査法人の概要							
(支援を必要とする具体的理由)							

(支援局整理欄)

(庁整理欄)

--

--

第 号

令和●年●月●日

●●国税局 調査第一部長 殿

●●国税局 調査査察部長  
(官印省略)

### 海外取引調査等に係る局間支援依頼書

標題について、下記の法人に対する実地調査に当たり、貴局の調査支援を受けたく、下記のとおり職員の派遣を要請いたします。

#### 記

1 調査法人 株式会社 ●●●●

2 派遣要請人員 調査第一部 国際調査課 国際税務専門官等 ●名

3 併任先 ●●国税局 調査査察部 調査第●部門

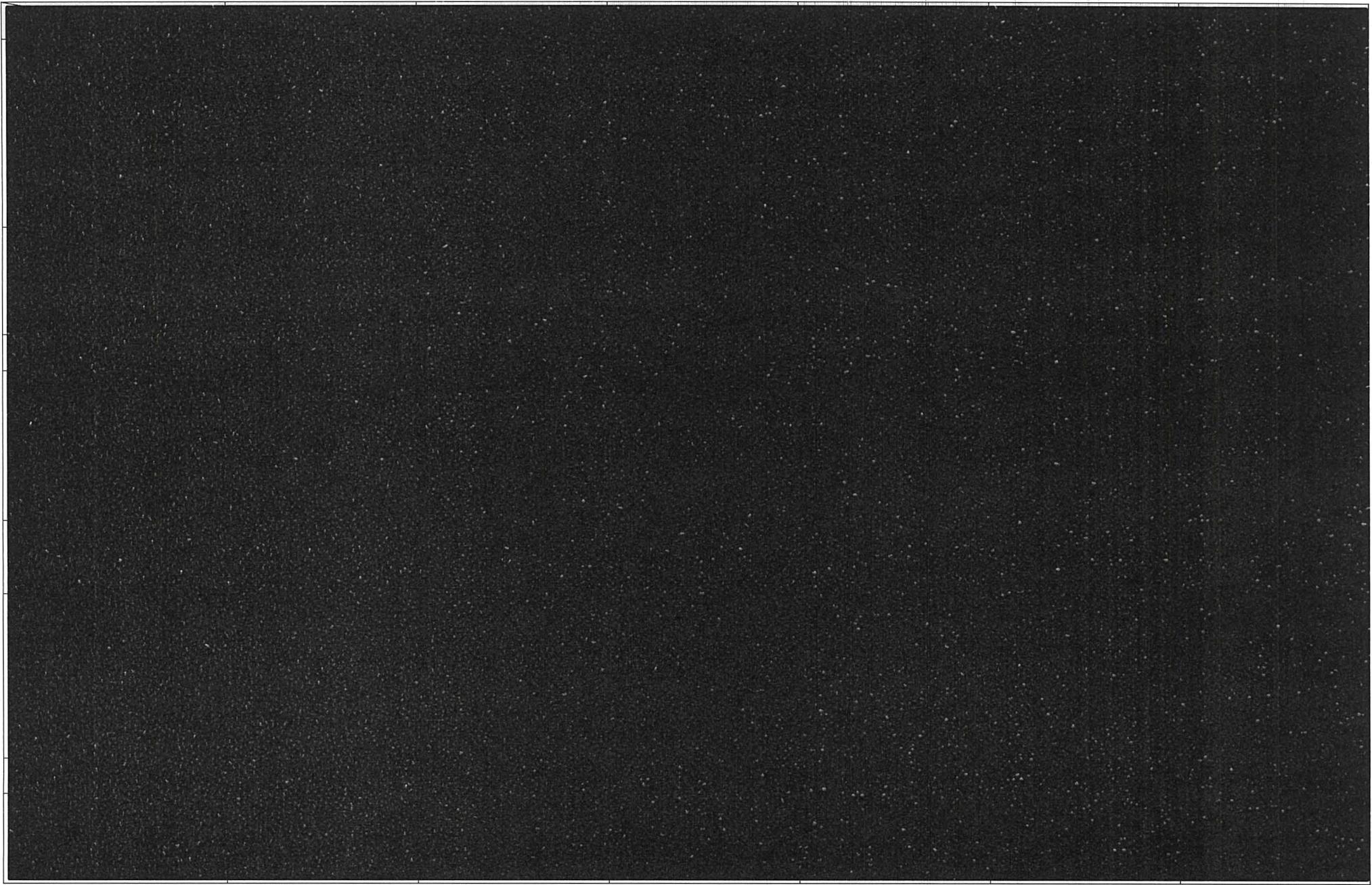
4 派遣要請期間  
自 令和●年●月●日(●)  
至 令和●年●月●日(●)

5 派遣要請理由  
調査法人に対する効果的な海外取引調査を実施するため、国際課税に関するノウハウを豊富に有する貴局の国際調査課職員の支援を要請したい。

## 派 遣 調 査 官 名 簿

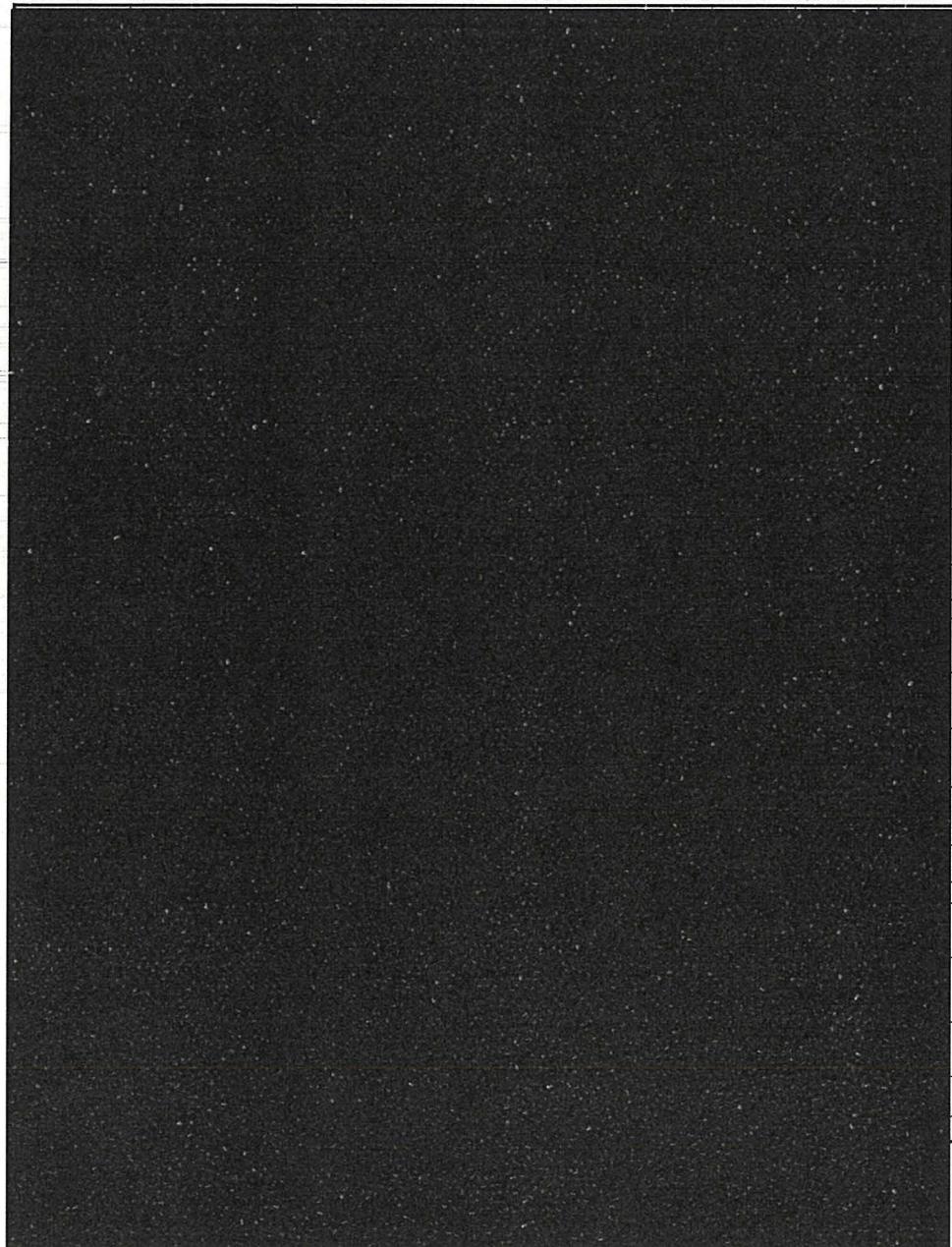
調査法人名	○○ 株式会社
派遣先	○○国税局 調査査察部 調査第○部門
派遣期間	自 令和○年○月○日 (○) 至 令和○年○月○日 (○)
派遣者現所属	
職名	
派遣者氏名 (ふりがな)	
期別	
生年月日 (歳)	昭和 年 月 日 (歳)
職員番号	
級一號	一

海外企業等に関する情報の入手方法



参考  
[REDACTED]の入手可能な情報  
「海外関連情報の収集源（令和5年6月）」  
(庁国際業務課作成)より

[REDACTED] 情報の入手の可否

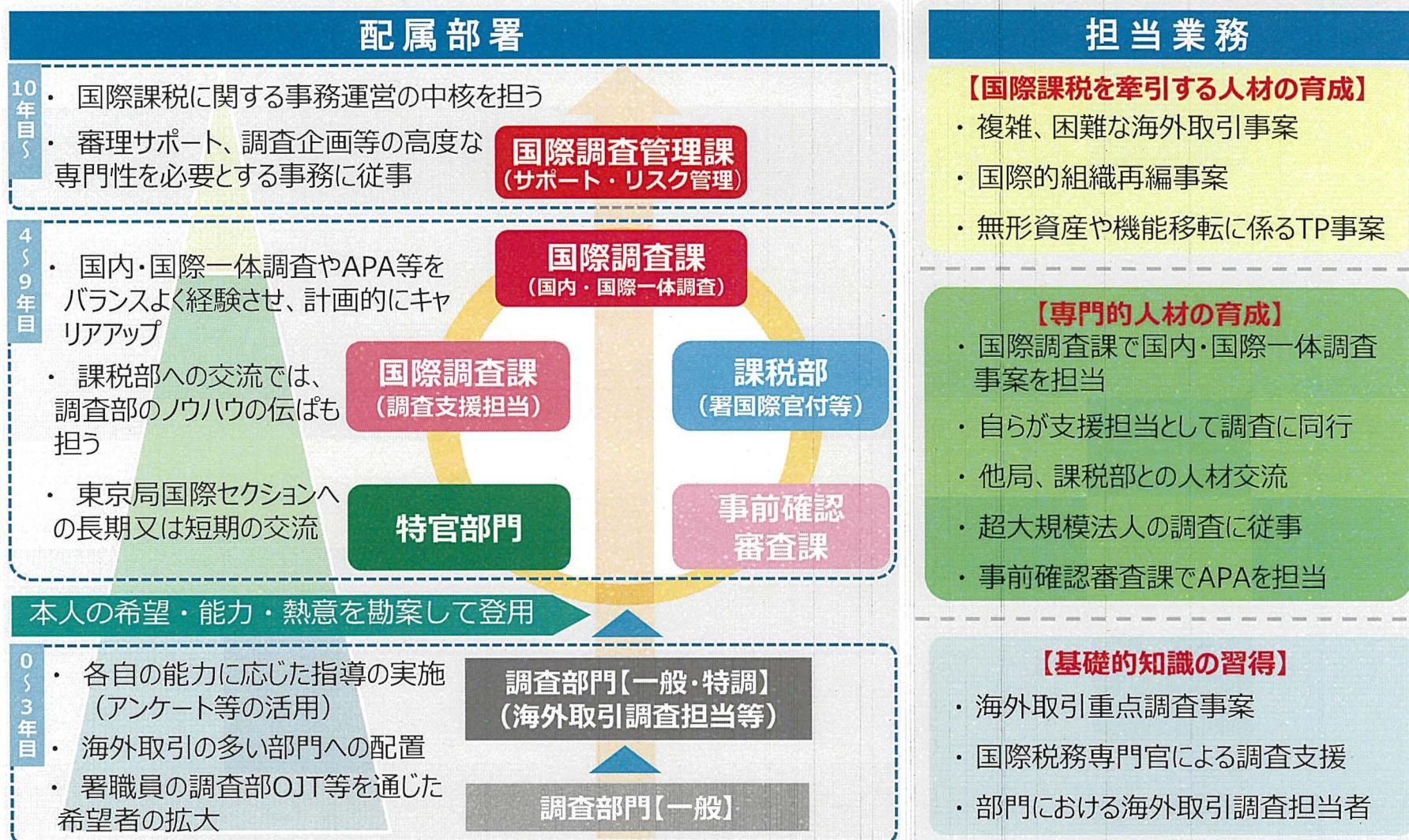


## ○ 源泉所得税調査において有用な資料情報（調査参考資料）

項目番号	依頼する資料情報	源泉所得税調査の観点	情報提供
1			紙 データ
2			データ
3			紙 データ

項番	依頼する資料情報	源泉所得税調査の観点	情報提供
4			紙 データ
5			紙 データ

(別紙7) 国際課税分野における人材育成ルート



## 支援要請事案管理表（支援に係る投下日数報告用）